

# 保険の広場

## 平成26年度の保険加入手続きは、お済みですか？

「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「福祉サービス総合補償」「送迎サービス補償」など平成26年度の保険加入手続きは、もうお済みですか？  
万一の事故に備え、お手続き漏れがないよう、今一度ご確認ください！

### Q1

私たちのボランティアグループでは、全員ボランティア活動保険に加入しています。年度途中で新たにグループに加わったり、退会したりする人がありますが、この場合は、加入者名の変更(入れ替え)手続きをすればよいのでしょうか？

### A1

加入者の入れ替えはできません。新しくグループに加わった人については、新たに加入手続きをしてください。また、補償期間の途中で退会した人については保険料の返戻はありません。

### Q2

グループ加入で代表者印を持ってきていない時、代表者のサインを印の代わりとしていいですか？

### A2

法人の場合は法人印が必須となりますが、グループや団体の場合はサイン(フルネームの署名)で結構です。また、代理の方が手続きに来た場合で、印鑑をお持ちでない場合は代理人名の署名で構いません。



★法人の場合



★グループの場合



### Q3

加入カードを紛失してしまいましたが、再発行は可能でしょうか？

### A3

再発行は可能です。加入手続きをした社協窓口にお申し出ください。被災地に行かれる場合は、携行することをお勧めします。



### Q4

ボランティア活動中に事故が起きた場合は、どこに連絡すればいいのでしょうか？

### A4

事故が起こったら、加入手続きをした社会福祉協議会に事故の報告をしてください。事故報告を受けた社協は、事故報告書を作成し、保険会社の事故対応窓口にて報告します。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。